

# 新型コロナウイルス感染症対策における 村田町の公共施設の使用制限の解除について

令和3年10月1日  
村田町新型コロナウイルス感染症対策本部

10月1日（金）から村田町の公共施設について、一部施設を除き使用制限を解除します。  
施設使用に当たっては、下記の留意事項を守っていただきますようご協力お願いいたします。  
なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況に応じて、変更となる場合がありますので  
ご理解願います。

## 【制限を設けての開放施設】

| 施設名                         | 問い合わせ先                                        | 使用条件                                                                                                            |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村田町多世代交流センター<br>（子育て支援センター） | 健康福祉課<br>TEL：83-6402<br>子育て支援課<br>TEL：83-6405 | (1)使用者の範囲<br>・ <u>一般の貸出・使用者は、村田町民に限る。</u><br>・ただし、里帰り保育については、帰省後14<br>日を過ぎた場合は利用可<br>※なお、期限については今年度末までとしま<br>す。 |

## 【改修のため休館】

| 施設名    | 問い合わせ先                | 使用条件            |
|--------|-----------------------|-----------------|
| 歴史みらい館 | 歴史みらい館<br>TEL：83-6822 | 開館については別途周知します。 |

## ～村田町の公共施設使用の留意事項について～

使用する際は、下記のことを守って感染防止に努めてください。  
なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、変更になる場合がありますので  
ご理解ください。

## 【施設を使用される方への注意事項】

### × 使用することができない方

- ☐ 発熱や咳などの風邪症状がある方
- ☐ 強いだるさ、息苦しさがある方
- ☐ 味覚や嗅覚に異常のある方

### ○ 使用にあたり守っていただくこと

- ☐ 使用する際には、使用者名簿の提出をお願いします。（会員名簿等の活用可）
- ☐ 運動やスポーツを行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用してください。
- ☐ 人と人との距離は、できるだけ確保してください。
- ☐ 使用の前後は、使用者全員が手指消毒や手洗いを行ってください。
- ☐ 屋内施設については、1～2時間おきに10分程度の換気を行ってください。
- ☐ 多人数や長時間におよぶ会食の自粛をお願いします。また会話の際のマスク着用の徹底をお  
願いします。
- ☐ 施設使用後の清掃・消毒について協力をお願いします。